

令和6年5月2日
教育委員会

図書館利用者カードとマイナンバーカードの 連携が新しくなります

マイナンバーカードによる貸し出しについて、公的個人認証法の改正（偽造カード使用防止）でマイナンバーカード連携登録手続きが新しくなります。

1 サービスの変更日
5月28日（火）から

2 変更後のサービス内容

初回登録時のみマイナンバーカードの暗証番号の入力が必要です。

○図書館利用者カードとマイナンバーカード連携の手続きに必要なもの

・図書館利用者カード ・マイナンバーカード ・マイナンバーカードの暗証番号（利用者証明用電子証明書の番号【4桁】）

※必要に応じて券面事項入力補助の番号（4桁）が必要です。

○すでに連携手続き済みの人

5月27日（月）以前に図書館利用者カードとマイナンバーカード連携をした人も、再度、新しい仕組みでの連携手続きが必要です。

○登録手続きができる場所

「近代図書館」「相知図書館」

○マイナンバーカードによる貸出手続きができる場所

「近代図書館」「相知図書」「浜玉・巖木・北波多・肥前・鎮西・呼子・七山公民館図書室」

（本件の問い合わせ先）

教育委員会事務局 近代図書館

担当：野崎、濱田

電話：72-3467（内線3191）

令和6年5月28日(火)から

図書館利用者カードとマイナンバーカード の連携が新しくなります！

**法改正(偽造カード使用防止)のため
マイナンバーカード連携登録手続きが新しくなります**



図書館利用者カードとマイナンバーカード連携の手続きに必要なもの

- ・図書館利用者カード
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの暗証番号

※初回のみ

- ・利用者証明用電子証明書の番号(4桁)
- ・必要に応じ、券面事項入力補助の番号(4桁)

【備考】

- ・マイキープラットフォームに利用者本人の生年月日が登録されます。
- ・利用者自身による事前のマイキーID発行は不要になりました。

新しい仕組みでは、マイキーIDが未発行の場合、自動発行されます。

マイキーID発行済みの場合、そのマイキーIDはそのままご使用できます。

※マイキープラットフォームとは、図書館利用者カードの番号等とマイナンバーカードの「マイキーID」を紐づけ、マイナンバーカード1枚でさまざまなサービスを利用できるようにするシステムです。

※マイキーIDとは、マイナンバーカードに搭載されたICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、本人が任意で作成するIDです。

【お知らせ】

- ・**令和6年5月27日(月)以前**に図書館利用者カードとマイナンバーカード連携をした人も、再度、新しい仕組みでの連携手続きが必要です。
お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。